

令和 3 年

第 3 回 定 例 市 議 会

議 案 書

( 9 月 2 1 日 追 加 提 出 )

阿 久 根 市

## 付 議 事 件

報 告 番 号	件 名	ペ ー ジ
9	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	1
議 案 番 号	件 名	ペ ー ジ
4 4	令和 3 年度阿久根市一般会計補正予算（第 9 号）	別 冊
4 5	令和 2 年度阿久根市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	6
認 定 番 号	件 名	ペ ー ジ
1	令和 2 年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）	7
2	令和 2 年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）	8
3	令和 2 年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）	9
4	令和 2 年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）	1 0
5	令和 2 年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）	1 1
6	令和 2 年度阿久根市水道事業会計の決算の認定について	1 2



## 報告第9号

### 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により，健全化判断比率及び資金不足比率について，別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和3年9月21日提出

阿久根市長 西平良将

#### 令和2年度健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	6.5	—
(14.25)	(19.25)	(25.0)	(350.0)

#### 令和2年度資金不足比率

(単位：%)

会計名	資金不足比率
水道事業会計	—

- 備考 1 実質赤字額，連結実質赤字額及び資金不足額がないため，また，将来負担比率が算定されないため，「—」を記載した。
- 2 ( )内は，本市における早期健全化基準である。
- 3 資金不足比率に係る経営健全化基準は，20%である。

(別紙)

阿 監 第 5 1 号  
令和 3 年 9 月 3 日

阿久根市長 西 平 良 将 殿

阿久根市監査委員 花 田 清 治  
同 濱之上 大 成

令和 2 年度阿久根市歳入歳出決算に係る健全化判断比率及び  
阿久根市公営企業会計決算に係る資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により，令和 3 年 7 月 3 0 日に審査に付された令和 2 年度阿久根市歳入歳出決算に係る健全化判断比率及び阿久根市公営企業会計決算に係る資金不足比率並びに算定の基礎となる資料を審査した結果について，次のとおり意見を提出します。

令和2年度阿久根市歳入歳出決算に係る健全化判断比率  
及び阿久根市公営企業会計決算に係る資金不足比率審査意見

1 審査の対象

- (1) 令和2年度阿久根市の決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- (2) 令和2年度阿久根市の決算に基づく公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和3年7月30日から同年9月1日まで

3 審査の方法

審査に当たっては、市長から審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記した書類が適正に作成され、その計数は正確であるか、法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか、財政指標の計算に適切な算定要素が用いられているか、健全化判断比率等の算定に当たっては公正な判断が行われているかを主眼として審査を行った。

4 審査の結果

審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(1) 実質赤字比率 (単位：%)

年 度	実質赤字比率	早期健全化基準	財政再生基準
令和2年度	—	14.25	20.00
令和元年度	—	14.33	
平成30年度	—	14.33	

一般会計の実質収支額は575,293千円の黒字であり、実質赤字比率は算定されない。

## (2) 連結実質赤字比率

(単位：%)

年 度	連結実質赤字比率	早期健全化基準	財政再生基準
令和2年度	—	19.25	30.00
令和元年度	—	19.33	
平成30年度	—	19.33	

一般会計及び特別会計の実質収支額は、一般会計が575,293千円、国民健康保険特別会計（事業勘定）が4,736千円、国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）が254千円、交通災害共済特別会計が423千円、介護保険特別会計（事業勘定）が31,432千円、介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）が4,447千円、後期高齢者医療特別会計が2,341千円でいずれも黒字である。

また、法適用企業の水道事業会計は1,120,305千円の剰余額があり、連結実質赤字比率は算定されない。

## (3) 実質公債費比率

(単位：%)

年 度	実質公債費比率	早期健全化基準	財政再生基準
令和2年度	6.5	25.0	35.0
令和元年度	6.5		
平成30年度	6.6		

一般会計等が負担する、元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である実質公債費比率は、前年度と同じ6.5%であり、早期健全化基準内である。

## (4) 将来負担比率

(単位：%)

年 度	将来負担比率	早期健全化基準	財政再生基準
令和2年度	—	350.0	/
令和元年度	—		
平成30年度	—		

地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき、実質的な負債の標準財政規模に対する比率である将来負担比率はマイナスとなり、本市が将来負担すべき実質的な負債がない状況を示している。

将来負担比率がマイナスとなる主な要因は、将来負担額に対し、充当可能財源等の額が上回るためである。

## (5) 資金不足比率

(単位：%)

会計名	資金不足比率			経営健全 化基準
	令和2年度	令和元年度	平成30年度	
水道事業会計 (法適用企業)	—	—	—	20.0

法とは、地方公営企業法である。なお、資金不足比率が算定されないため「—」で表示している。

水道事業会計の資金不足比率は、事業費の規模に対する資金不足を示したものであるが、流動負債（企業債を引いた額）から流動資産（貸倒引当金を引いた額）を引いた資金不足額は△1,120,305千円となり、資金不足はなく健全な状態で運営されている。

## 5 総合意見

令和2年度阿久根市歳入歳出決算に係る健全化判断比率及び阿久根市公営企業会計決算に係る資金不足比率に関する意見としては前述のとおりであり、全て早期健全化基準や経営健全化基準に触れるところもなく、歳入歳出に係る財政健全性は保たれている。



議案第 4 5 号

令和 2 年度阿久根市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 2 年度阿久根市水道事業会計未処分利益剰余金 263,623,316 円のうち 50,000,000 円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

令和 3 年 9 月 2 1 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

令和 2 年度阿久根市水道事業会計未処分利益剰余金について、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 認定第1号

令和2年度阿久根市歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度阿久根市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月21日提出

阿久根市長 西 平 良 将

別 紙

令和2年度阿久根市一般会計歳入歳出決算書

令和2年度阿久根市一般会計歳入歳出決算審査意見書

認定第2号

令和2年度阿久根市歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度阿久根市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月21日提出

阿久根市長 西 平 良 将

別 紙

令和2年度阿久根市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

令和2年度阿久根市国民健康保険特別会計歳入歳出決算審査意見書

認定第3号

令和2年度阿久根市歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度阿久根市交通災害共済特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月21日提出

阿久根市長 西 平 良 将

別 紙

令和2年度阿久根市交通災害共済特別会計歳入歳出決算書

令和2年度阿久根市交通災害共済特別会計歳入歳出決算審査意見書

認定第4号

令和2年度阿久根市歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度阿久根市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月21日提出

阿久根市長 西 平 良 将

別 紙

令和2年度阿久根市介護保険特別会計歳入歳出決算書

令和2年度阿久根市介護保険特別会計歳入歳出決算審査意見書

認定第5号

令和2年度阿久根市歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度阿久根市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月21日提出

阿久根市長 西 平 良 将

別 紙

令和2年度阿久根市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

令和2年度阿久根市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査意見書

認定第6号

令和2年度阿久根市水道事業会計の決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度阿久根市水道事業会計の決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月21日提出

阿久根市長 西 平 良 将

別 紙

令和2年度阿久根市水道事業会計決算書

令和2年度阿久根市水道事業会計決算審査意見書